別記第２　チャネルモード

チャネルモード	内　　容
ステレオ	立体感を与えるため、左側信号及び右側信号により符号化するもの
ジョイントステレオ	立体感を与えるものであって、音声の圧縮効率を高めるため、左側信号及び右側信号のうち高い周波数成分については振幅成分のみ符号化するもの、又は左側信号と右側信号の和信号及び差信号により符号化するもの
デュアルチャネル	独立した２つの音声を符号化するもの
シングルチャネル	１つの音声信号を符号化するもの
３前方／０後方チャネル	左側信号、右側信号及び中央信号により符号化するもの
２前方／１後方チャネル	左側信号、右側信号及びサラウンド信号（左後方信号及び右後方信号により生成される信号をいう。）により符号化するもの
デュアルステレオチャネル	第一番組の左側信号及び右側信号並びに第二番組の左側信号及び右側信号により符号化するもの
２前方／２後方チャネル	左側信号、右側信号、左後方信号及び右後方信号により符号化するもの
３前方／１後方チャネル	左側信号、右側信号、中央信号及びサラウンド信号により符号化するもの
３前方／０後方チャネル＋ステレオ	第一番組の左側信号、右側信号及び中央信号並びに第二番組の左側信号及び右側信号により符号化するもの
３前方／２後方チャネル	左側信号、右側信号、中央信号、左後方信号及び右後方信号により符号化するもの

○総務省告示第三百十号

標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式（平成二十三年総務省令第八十七号）第四条第二項及び第五条第二項の規定に基づき、映像信号のうちセクション形式によるもの及び音声信号のうちセクション形式によるものの送出手順を次のように定め、平成二十三年六月三十日から施行する。

なお、平成十五年総務省告示第三十九号（映像信号のうちセクション形式によるもの及び音声信号のうちセクション形式によるものの送出手順を定める件）は、平成二十三年六月二十九日限り廃止する。

平成二十三年六月二十九日

総務大臣　片山　善博

１　映像信号のうちセクション形式によるもの及び音声信号のうちセクション形式によるものの送出手順は以下のとおりとする。

一　モジュール化

二　ダウンロード・データ・ブロックメッセージ化

三　ダウンロード・データ・ブロックメッセージに関する情報のダウンロード・インフォ・インディケーションメッセージ化

四　ダウンロード・データ・ブロックメッセージ及びダウンロード・インフォ・インディケーションメッセージのＤＳＭ―ＣＣセクション形式化

２　モジュールは映像信号又は音声信号を符号化した情報等を分割したもの又は別表第一号の手順により複数の映像信号又は音声信号を符号化した情報等により構成されるマルチパート形式のモジュールとする。

３　ダウンロード・データ・ブロックメッセージの構成は別表第二号のとおりとする。

４　ダウンロード・インフォ・インディケーションメッセージの構成は別表第三号のとおりとする。

５　セクション形式化されたダウンロード・データ・ブロックメッセージ及びダウンロード・インフォ・インディケーションメッセージの構成は別表第四号のとおりとする。

別表第一号　マルチパート形式のモジュール

<table>
<tr><td colspan="8">マルチパート形式のモジュール</td></tr>
<tr><td rowspan="3">ヘッダ部</td><td colspan="7">本体部</td></tr>
<tr><td colspan="2">リソース部１</td><td colspan="2">リソース部２</td><td rowspan="2">…</td><td colspan="2">リソース部ｎ</td></tr>
<tr><td>リソースヘッダ１</td><td>リソース１</td><td>リソースヘッダ２</td><td>リソース２</td><td>リソースヘッダｎ</td><td>リソースｎ</td></tr>
</table>

送出順

注１　ヘッダ部は、以下の条件を満たすテキスト形式の情報とする。

⑴　先頭に「Content-Type : multipart/mixed ; boundary＝」記述し、次にヘッダ部と本体部及び各リソース部の最後であることを示す文字列（以下「セパレータ」という。）を「”」で囲んで記述し、次に「ＣＲ＋ＬＦ」を付加した情報を記述すること。

⑵　最後に、「－－」と記述し、次にセパレータを記述し、更に「ＣＲ＋ＬＦ」を付加した情報を記述すること。

２　リソースヘッダは、以下の条件を満たすテキスト形式の情報とする。情報を含む情報を「ＣＲ＋ＬＦ」で切り分けて記述したテキスト形式の情報とする。

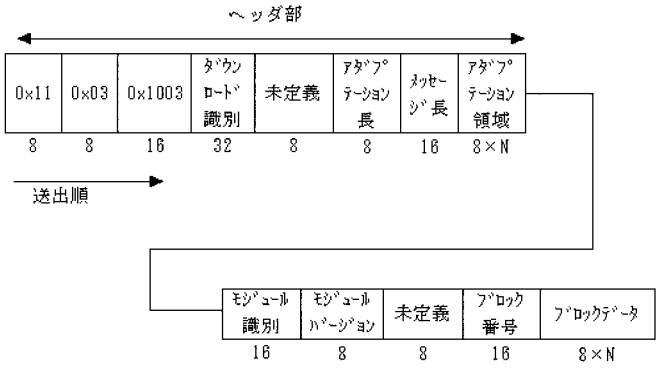
⑴　「Content-Type :」と記述し、次にリソース本体の形式を記述し、次に「ＣＲ＋ＬＦ」を付加した情報を記述すること。

⑵　「Content-Location :」と記述し、次にリソース本体を受信設備に蓄積する際の論理的な位置を記述し、次に「ＣＲ＋ＬＦ」を付加した情報を記述すること。

⑶　最後に「ＣＲ＋ＬＦ」を２回続けて記述すること。

３　リソースは、映像信号又は音声信号の最後に、「－－」と記述し、次にセパレータを記述し、次に「ＣＲ＋ＬＦ」を付加した情報とする。ただし、最後のリソースについては、映像信号又は音声信号の最後に、「－－」と記述し、次にセパレータを記述し、次に「－－」を記述し、次に「ＣＲ＋ＬＦ」を付加した情報とする。

別表第二号　ダウンロード・データ・ブロックメッセージの構成



第三種郵便物認可　平成二十三年三月三十一日